

1. 法人資格の及ぼす

2. 組合培養責任政府

3. 地方長官の干渉反対

4. 企業的差別待遇の反対

(前詳) 以上は産業労働調査所編労働組合法案の正体参照

保し乍ら本年度の政府案は如何なるものか未だ不明なる故に我

年の要求は次の如く基本的要求に集約せられなければならない。

労働組合の組織と活動の自衛 之を々の当面の要求である。(以下略)

一 我國現在の各業の労務は労働組合法獲得運動のみを切實して労働組合

の大量的運動を遂げることと未だしく困難と反し、寧ろ、労働組合法の

獲得運動は現存の小作組の獲得運動と共に「議案解散請願運動」中の

スローガンとして新運動に結び付けて展開しなればならぬ。

二 従って議案解散請願運動の全活動に組合大衆を積極的に参加せしめ

と共に他の各業諸団体も促進せしめられなければならない。

三 併し乍ら議案解散請願運動は其の発展の過程に於て、党中央委員会の

決定(拒絶)或は賛成かの………に依りて請願運動に關する指令中運動方

法(四項実行委員会と党本部との関係参照すること)を経過することによ

りて更に次の発展への方針を振換せしめる必要があるのであって、それ

に結びつけて展開する「組合法獲得」の運動も此の機会に於て適當なる方針

を再樹立しなればならぬ。

新しく其時の方針に關しては中央常任委員会が再議各組合に指令するである。

三 運動方針

一 概合ある毎に我等の要求する組合法の啓蒙を宣傳すること。

二 地方組合会議又は各業団体の協議会のある所はそれらに提議して協同

の行動を推すること。

三 地方組合会議又は協議会の設立を促す共同の行動をとること。不可能な場合は

協議又は協議会の成立を促す共同の行動をとること。不可能な場合は

他団体の存在せる地方は單獨で行動すること。

四 組合員に對しては次の方針とスローガンを徹底せしめ行動に参加せしめ

しめ、よく努力し、パジテイシブに行動すること。

五 この運動の指導の任務は政治部である。

總選挙及地方自治体の選挙運動に關する件

一 選挙運動の原則

選挙運動に於ては明確な階級のスローガンを掲げること、ブルジョア

政治の内幕を徹底的に暴露すること、この運動に大衆を動員し意識的に

参加せしめること等について即ち、合法的運動の特色を善用し、先

進階級の政治的意識の喚起と政治的訓練を要することを主張し、後述